

青森県開発行為許可事務要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に基づく開発行為の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2 知事は、法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）並びに法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（以下「開発協議」という。）をしようとする者（以下「協議者」という。）に対し、法第30条第1項に規定する申請書、同条第2項に規定する書面及び図書並びに省令第17条第1項に定める添付図書のほか、次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

1 法第33条各号（第14号を除く。）に規定する基準に適合していることを示す図書。ただし、第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあつては、次に掲げるものとする。

(1) 第12号の基準に適合していることを示す書類（許可申請者及び協議者が国、県、市町村その他資力及び信用について知事が特に調査する必要がないと認めた者である場合には省略できる。）

① 申請者の資力及び信用に関する調書（様式1）

② 申請者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）

③ 申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）

(2) 第13号の基準に適合していることを示す書類

① 工事施行者の能力に関する調書（様式2）

② 工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）

③ 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

2 市街化調整区域内において開発行為をしようとする場合にあつては、法第34条各号（第13号を除く。）のいずれかに該当することを示す図書

3 省令第16条第5項に規定する資金計画書の科目の基となる書類

4 地積測量図（開発区域の面積を算出した図面）

5 開発区域に係る土地の登記簿謄本及び公図の写し

6 開発審査会に付議するための次に掲げる図書（法第34条第14号に該当する場合に限る。）

① 開発審査会付議申請書（様式3）

② 開発区域位置図

③ 開発区域区域図

- ④ 土地利用計画図
- ⑤ 造成計画断面図（２方向）
- ⑥ 開発区域内において予定される建築物又は第一種特定工作物の平面図及び２面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）

（設計説明書）

第 3 省令第 16 条第 2 項に規定する設計説明書は、様式 4 によるものとする。

（開発行為の施行等の同意書）

第 4 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第 17 条第 1 項第 3 号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類として、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- ① 開発区域内権利者一覧表（様式 5 の 1）
- ② 開発行為の施行等に関する同意書（様式 5 の 2）
- ③ 権利者の印鑑登録証明書

（設計者の資格）

第 5 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第 17 条第 1 項第 4 号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、設計者の資格に関する申告書（様式 6）及び必要書類を提出させるものとする。

（開発許可に係る変更申請書）

第 6 法第 35 条の 2 第 2 項の規定による申請書は、開発行為変更許可申請書（様式 7）によるものとする。

（開発協議に係る変更協議書）

第 7 法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の規定による変更の協議書は、開発行為変更協議書（様式 8）によるものとする。

（開発許可及び開発協議に係る変更届出）

第 8 知事は、法第 35 条の 2 第 3 項の規定により届出をしようとする者に対し、開発行為変更届出書（様式 9）及び変更の内容を示す図書を提出させるものとする。

（既存の権利者の届出）

第 9 知事は、法第 34 条第 13 号の規定により届出をする者に対し、既存の権利届出書（様式 10）及び土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類（農地転用に係るものについては農地転用許可書を含む。）を提出させるものとする。

（工事完了の届出等の添付図書）

第 10 知事は、法第 36 条第 1 項の規定により届出をする者に対し、省令第 29 条に規定する工事完

了届出書又は公共施設工事完了届出書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。ただし、公共施設工事完了届出書については、第2号の図書を省略することができる。

- ① 付近見取図
- ② 土地利用計画図
- ③ 届出に係る工事に着手した時及び当該工事が完了した時における開発区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真
- ④ 開発区域及び開発行為に関する工事により公共施設を設置した場合にあっては、公共施設を設置した土地の登記簿謄本及び公図の写し

(工事完了公告)

第11 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、青森県報に登載して行うものとする。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第12 知事は、法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者に対し、工事完了公告前の建築(建設)承認申請書(様式11)及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- ① 付近見取図
- ② 建築又は建設しようとする土地の区域(以下「承認申請区域」という。)を明示した土地利用計画図
- ③ 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)
- ④ 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
- ⑤ 承認申請区域の現況写真
- ⑥ 承認申請区域に係る土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑦ 承認申請区域の面積を算出した図面

(工事の廃止の届出書の添付図書)

第13 知事は、法第38条の規定により開発行為に関する工事の廃止の届出をしようとする者に対し、省令第32条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- ① 当該開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- ② 工事に着手している場合には、当該工事の廃止に係る土地の区域(以下「廃止区域」という。)の現況図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- ③ 廃止区域を明示した図面(縮尺1,000分の1以上のもの)
- ④ 工事に着手している場合には、工事に着手した時及び当該工事を廃止した時における廃止区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真

(建築物の特例許可の申請)

第14 知事は、法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、建築物の特例許可申請書(様式12)及び次に掲げる図面を提出させるものとする。

- ① 付近見取図
- ② 許可を受けようとする土地の区域(以下「許可申請区域」という。)を明示した土地利用計画

図

- ③ 建築物の配置図（縮尺 300 分の 1 以上のもの）
- ④ 建築物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- ⑤ 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑥ 許可申請区域の面積を算出した図面

（予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請）

第 15 知事は、法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、予定建築物以外の建築物等の建築等許可申請書（様式 13）及び第 14 各号に掲げる図面を提出させるものとする。

（建築物の新築等の許可の申請書及び協議書の添付図書）

第 16 知事は、法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者並びに法第 43 条第 3 項の規定による協議をしようとする者に対し、省令第 34 条第 2 項に規定する図面及び次の各項に掲げる図書を提出させるものとする。

- 1 政令第 36 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを示す図書
- 2 政令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれかに該当することを示す図書
- 3 第 14 第 3 号から第 6 号までに掲げる図書（この場合において、第 14 第 3 号及び第 4 号中「建築物」とあるのは、建物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。）
- 4 開発審査会に付議するための次に掲げる図書（政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当する場合に限る。）
 - ① 開発審査会付議申請書（様式 3）
 - ② 付近見取図
 - ③ 開発区域区域図
 - ④ 敷地現況図
 - ⑤ 建築物又は第一種特定工作物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）

（開発許可に基づく地位の承継の届出）

第 17 知事は、法第 44 条の規定による開発許可に基づく地位の承継をした者に対し、開発許可に基づく地位の承継届出書（様式 14）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

- ① 相続人の場合、相続関係を示す戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- ② 法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

（開発許可に基づく地位の承継の申請）

第 18 知事は、法第 45 条の規定による開発許可に基づく地位を承継しようとする者に対し、開発許可に基づく地位の承継の承認申請書（様式 15）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

- ① 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- ② 省令第 16 条第 5 項に規定する資金計画書
- ③ 第 2 第 1 号に掲げる書類

(開発登録簿)

第 19 省令第 36 条第 1 項に規定する調書は、開発登録簿（様式 16）によるものとする。

(開発登録簿の写しの交付申請)

第 20 知事は、法第 47 条第 5 項の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者に対し、開発登録簿の写し交付申請書（様式 17）を提出させるものとする。

(標識の設置)

第 21 法第 81 条第 3 項の規定により設置する標識は、様式 18 によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第 22 知事は、省令第 60 条第 1 項の規定による証明書（法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証するものを除く。以下同じ。）の交付の申請があったときは、その計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合しているときは、当該証明書の交付を申請した者に対し、様式 19 による証明書を交付するものとする。

2 知事は、前項の証明書の交付を受けようとする者に対し、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（様式 19）による申請書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

① 付近見取図

② 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺 300 分の 1 以上のもの）

③ 建築物又は特定工作物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）

④ 申請に係る土地の面積を算出した図面

⑤ 申請に関する計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証する図書

(立入検査に係る身分証明書)

第 23 法第 82 条第 2 項の規定による証明書は、立入検査証（様式 20）によるものとする。

(書類の経由)

第 24 法第 3 章第 1 節（法第 47 条を除く。）の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申請書、協議書並びに届出書（以下、申請書等という。）は、当該申請書及び建築物の建築その他の行為をしようとする土地の区域を管轄する市町村長及び県土整備事務所長を経由するものとする。

2 市町村長及び県土整備事務所長は、前項の規定による申請書等のうち、許可申請書及び協議書が提出された場合には、副申書（様式 21）により副申するものとする。

(書類の提出部数)

第 25 法第 3 章第 1 節（法第 47 条を除く。）の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申

請書及び協議書の提出部数は、正本１部及び副本３部とする。

- 2 法第 47 条第 5 項の規定により知事に提出する開発登録簿の写しの交付申請書（様式 17）の提出部数は、正本１部とする。
- 3 第 2 第 1 項第 6 号及び第 16 第 1 項第 4 号の規定により知事に提出する開発審査会に付議するための書類の提出部数は、10 部とする。
- 4 第 8、第 10、第 13 及び第 17 の規定による届出書の提出部数は、正本１部及び副本２部とする。ただし、第 10 においては上記で提出するほかに第 10 第 2 号に掲げる図面 1 部を提出すること。
- 5 第 22 第 1 項に規定する証明申請書の提出部数は、正本１部及び副本１部とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 開発許可事務要綱（昭和 45 年 9 月 10 日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 30 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

申請者の資力及び信用に関する調書

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する資力及び信用については、下記のとおりです。

記

1 設 立 年 月 日	年 月 日	2 資 本 金	千円			
3 法令による登録等						
4 従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
5 前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税			事 業 税		
	千円			千円		
6 前 年 度 事 業 量	千円		7 資産総額	千円		
8 主たる取引金融機関						
9 宅地造成（開発行為） 経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積 (㎡)	許可年月日 番 号	工事着手・完了 年 月
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了

備考 1 記中の 3 欄には、宅地建物取引業法による宅地取引業者の免許、建築業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記載すること。

2 次の書類を添付すること。

- ①法人にあっては、前事業年度における法人税及び法人事業税に関する納税証明書
- ②個人にあっては、前年における所得税及び個人事業税に関する納税証明書
- ③法人にあっては、商業登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し）

工事施行者の能力に関する調書

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の能力については、下記のとおりです。

記

1	工事施行者の住所 氏名又は名称					
2	設 立 年 月 日	年 月 日	3	資 本 金	千円	
4	建設業法による 建設業者登録	登録 年 月 日	国土交通大臣 知 事		第 号	
5	建設業法第26条に よる主任技術者の 住 所 及 び 氏 名					
6	従 業 員 数	事 務 職	技 術 職	労 務 職	計	
		人	人	人	人	
7	主たる取引金融機関					
8 技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
9 宅 地 造 成 工 事 施 行 経 歴	注文主の氏名 又は名称	元請 下請 の別	施 行 場 所	面 積 (㎡)	許可年月日	完了年月日

備考 次の書類を添付すること。

- ①工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）
- ②工事施行者が建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

開発審査会付議申請書				
青森県知事		殿		年 月 日
		申請者 住 所		
		氏 名		
		電 話		
次のとおり開発（建築）行為をしたいので、青森県開発審査会に付議されたく申請します。				
1	開発区域に含まれる地域の名称又は土地の所在地番			
2	土地の地目及び面積	(地目) (実測)		m ²
3	予定建築物等の用途及び面積	用 途		
		建築面積	m ²	延べ面積
4	都市計画法該当条項	法第34条第14号 (開 発 行 為)		
		令第36条第1項3号 ホ (建 築 行 為)		

備考 1 付議申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付し、10部提出（県建築住宅課到達分）すること。

①位置図（縮尺 1/50,000 以上）

②区域図（縮尺 1/2,500 以上）

③土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上）

④造成計画断面図（縮尺 1/1,000 以上）（法第 34 条第 14 号に該当するもの）

⑤建物平面図及び立面図（縮尺 1/100 以上）

3 図面はA4判の大きさに折り、左綴りとすること。

4 現地調査をするので、申請地（現地）が分かるように申請者の氏名等を記載した看板を申請地（現地）に掲示すること。

様式4

設 計 説 明 書													
開発区域の 地名地番													
設計の方針		別 紙											
工 区 区 分		工区	第一工区					計					
		地番											
		面積						m ²					
開発区域内の 土地の現況		地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	そ の 他			計			
			地 番						m ²				
			面 積						%				
		所有者別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	そ の 他			計			
			面 積						m ²				
			割 合						%				
土地利用計画		区分	住宅用地	住宅用地 以外の用地	公共施設用地			その他の 用地		計			
		面積						m ²					
		割合						%					
街区の設計 方針		住 宅 用 地					道 路 配 置						
		最大面積	最小面積	平均面積	区 画 数	幅員							
						延長							
公共施設等の 整備計画		区 分	道路用地		公園用地					その他用地	計		
		面 積						m ²					
		割 合						%					
		管理者											
		用地の帰属											
		その他の 施設	給 水 施 設										
			電 気 施 設										
			ガ ス 施 設										
下水道等の施設													
備考	※ 設計の方針は裏面参照												

(裏面)

設計の方針には概ね次の内容を記載すること（別紙とする。）

- 1 計画の主旨
- 2 開発の適地性
 - (1) 位置関係
 - (2) 地目、地形、地質等
 - (3) 周辺の道路状況
- 3 開発の手法
 - (1) 造成計画（盛土、切土、擁壁等）
 - (2) 区画内道路
 - (3) 排水施設
 - (4) 給水施設（消防水利施設を含む。）
 - (5) 公園、緑地等
 - (6) 住区

開発区域内権利者一覧表

物件種別	所在及び地番	面積 (㎡)	権利種別	権利者氏名	同意状況	摘 要

- 備考 1 申請者を含め全ての権利者について記載すること。
 2 物件種別の欄には土地・建物等の別を記載すること。
 3 権利種別の欄には所有権・抵当権等の別を記載すること。
 4 同意状況の欄にはその旨を記載し、協議中の場合は、その経過を示す説明書を添えること。
 5 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要の欄にその旨を記載すること。

開発行為の施行等に関する同意書

年 月 日

開発者 住 所

氏 名 様

権利者 住 所

氏 名 印

電 話

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物 件 種 別	所 在 及 び 地 番	面 積 (㎡)	権 利 種 別	摘 要

- 備考 1 権利者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者と権利者が同じである場合は、提出する必要はありません。
- 3 印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。
- 4 物件種別の欄には、土地・建物等の別を記載すること。
- 5 権利種別の欄には、所有権・抵当権当の別を記載すること。
- 6 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要の欄にその旨記載すること。

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

青森県知事

殿

設計者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について、下記のとおり申告します。

記

1	該 当 資 格	都市計画法施行規則第19条 第1号 第2号 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト					
2	資格に関する 最 終 学 歴	学 校 名			所在地		
		学部名・専攻学科			修業年月	年 月 卒 業 退	
3	資 格 等 免 許	名 称					
		登 録 番 号 等					
		取 得 年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日
4	勤務先の名称	所 在 地	在 職 期 間		職 名	職 務 内 容	
			年月～年月	年 月 数			
5	設 計 経 歴	事 業 主 名	工事施行者	施 行 場 所		面 積 (㎡)	設 計 年 月 日

備考 記中の2又は3欄の申告事項を証する書類を添付すること。

様式 7

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

開發行為變更許可申請書

[illegible]

備考 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式 8

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

開 発 行 為 変 更 協 議 書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議をします。

年 月 日

青森県知事

殿

協議申請者 住 所
氏 名
電 話

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)		
	2 開 発 区 域 の 面 積 (実 測)	平方メートル	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のもの の別	☐ 自己居住用 ☐ 自己業務用 ☐ 非自己用	
	6 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由		
	7 設 計 の 内 容		
	8 その他必要な事項	年 月 日 許可申請	
申請代理者 住所 氏名 電話			
盛土規制法対象 工事の該当 ☐ 有 ☐ 無		盛土規制法に係る { 中間検査の該当 ☐ 有 ☐ 無 定期報告の該当 ☐ 有 ☐ 無	
開発行為の協議成立番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			

- 備考 1 変更協議者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式 9

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

青森県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発行為の許可（協議成立）番号 年 月 日 第 号

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 3 変更の内容を示す図書を添付すること。

既 存 の 権 利 届 出 書

年 月 日

青森県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、下記のとおり権利を有することを届け出ます。

記

届 出 者 の 職 業 (法人にあっては、その業務内容)		
土 地	所 在 ・ 地 番	
	地 目	
	地 積	
市街化調整区域に関する都市計画が 決定（区域拡張）された際の土地又は 土地の利用に関する所有権以外の権 利を有していた目的		
土地の利用に関する所有権以外の権 利を有する場合、その権利の種類及び 内容		
備 考		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 自己居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、届出者の職業欄の記載は要しない。
- 3 次の書類を添付すること。
- ①土地の所在、地番、地目等その他の土地に関する権利を証明する書類（所有権以外の場合）
- ②農地転用に係るものについては、農地転用許可書等

様式 11

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

工事完了公告前の建築（建設）承認申請書

青森県知事

殿

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、工事完了公告前の建築（建設）の承認を申請します。

開発行為の許可（協議成立）番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称 （区域の地名・地番）	
建築（建設）しようとする 土地の所在及び面積	
建築物（特定工作物）の 規模及び構造	
建築物（特定工作物）の用途	
建築（建設）に係る工事の期間	
申 請 の 理 由	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

- ①付近見取図
- ②承認申請区域を明示した土地利用計画図
- ③建築物又は特定工作物の配置図（縮尺 300 分の 1 以上のもの）
- ④建築物又は特定工作物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- ⑤承認申請区域の現況写真
- ⑥承認申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑦承認申請区域の面積を算出した図面

様式 12

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

建 築 物 の 特 例 許 可 申 請 書

都市計画法第41条第2項ただし書きの規定により、建築物の特例の許可を申請します。 青森県知事 殿 年 月 日 許可申請者 住 所 氏 名 電 話		※県収入証紙貼付欄（消印はしないこと）	
開 発 行 為 の 許 可 （協議成立）番号	年 月 日 第 号		
開発許可を受けた者の の 住 所 ・ 氏 名			
法第41条第1項の 制 限 の 内 容	敷地面積に対する建築面積の割合		
	建 築 物 の 高 さ		
	壁 面 の 位 置		
	そ の 他 制 限	建 築 物 の 敷 地	
		建 築 物 の 構 造	
建 築 物 の 設 備			
建築物を建築しよう とする土地の所在			
建 築 物 の 用 途		工事の種別	
建築物の敷地面積	平方メートル	建築面積	平方メートル
制限の特例申請事項	敷地面積に対する建築面積の割合		
	建 築 物 の 高 さ		
	壁 面 の 位 置		
	そ の 他 制 限	建 築 物 の 敷 地	
		建 築 物 の 構 造	
建 築 物 の 設 備			
申 請 の 理 由			

備考 1 申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

①付近見取図 ②許可申請区域を明示した土地利用計画図

③建築物の配置図（縮尺 300 分の 1 以上のもの）

④平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）

⑤許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し ⑥土地の面積を算出した図面

様式 13

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書きの規定により、予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可を申請します。		※県収入証紙貼付欄（消印はしないこと）	
年 月 日 青森県知事 殿 許可申請者 住 所 氏 名 電 話			
開 発 行 為 の 許 可 （ 協 議 成 立 ） 番 号	年 月 日 第 号		
開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名			
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称			
開発許可を受けた際の 予定建築物等の用途			
予定建築物等以外の 建 築 物 の 建 築 等 又は 特 定 工 作 物 の 新 設 の 概 要	土地の所在		
	地 目		
	土地の面積		
	用 途		
申 請 の 理 由			

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

- ①付近見取図
- ②許可申請区域を明示した土地利用計画図
- ③建築物の配置図（縮尺 300 分の 1 以上のもの）
- ④建築物の平面図及び 2 面以上の立面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- ⑤許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑥許可申請区域の面積を算出した図面

様式 14

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

地 位 の 承 継 届 出 書

青森県知事 殿 年 月 日

届出者 住 所

氏 名 印

電 話

都市計画法第 44 条の規定により、下記のとおり許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

開発許可の概要	1 開発行為の許可を受けた者の氏名又は名称	
	2 開 発 行 為 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号
	3 開発行為の許可を受けた地域の名称	
4 被承継人の住所及び氏名又は名称		
5 承 継 年 月 日		年 月 日
6 承 継 の 理 由		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 次の書類を添付すること。
- ①相続人の場合、相続関係を示す戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- ②法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

様式 15

※ 市 町 村 受 付 欄	※ 県土整備事務所受付欄	※ 県 受 付 欄

地位の承継の承認申請書

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継を申請します。		※県収入証紙貼付欄（消印はしないこと）	
青森県知事		年 月 日	
申請者 住所 氏名 電話		印	
開 発 行 為 の 許 可 （ 協 議 成 立 ） 番 号		年 月 日 第 号	
許可に係る地域の名称			
被 承 継 人 の 住 所 氏 名			
承 継 年 月 日		年 月 日	
取得した権原の内容			

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 次の書類を添付すること。

- ①土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- ②省令第16条第5項に定める資金計画書
- ③申請者の資力及び信用に関する調書（様式1）
- ④申請者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）
- ⑤申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
- ⑥工事施行者の能力に関する調書（様式2）
- ⑦工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）
- ⑧工事施行者が建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

開 発 登 録 簿

様式 16

開 発 行 為 の 許 可	開 発 許 可 番 号 (開発協議成立番号)	第 号 (指令第 号) 年 月 日	受 付 番 号 年 月 日 第 号	開発許可を受けた 者の住所及び氏名			
	開発区域に含まれる 地域の名称及び面積					面 積	
						平 方 メ ー ト ル	
						該 当 条 項 法 第 34 条 第 号	
	区 域 ・ 地 域 予 定 建 築 物 等	☐ 市 街 化 区 域 ☐ 市 街 化 調 整 区 域 ☐ 非線引都市計画区域 ☐ 準 都 市 計 画 区 域 ☐ 都 市 計 画 区 域 及 び ☐ 準 都 市 計 画 区 域 外	☐ 第 1 種 低 住 専 ☐ 第 2 種 低 住 専 ☐ 第 1 種 中 高 住 専 ☐ 第 2 種 中 高 住 専 ☐ 第 1 種 住 居	☐ 第 2 種 住 居 ☐ 準 住 居 ☐ 田 園 住 居 ☐ 近 隣 商 業 ☐ 商 業	☐ 準 工 業 ☐ 工 業 ☐ 工 業 専 用 ☐ 指 定 な し	工 事 予 定 年 月 日	予 定 建 築 物 等 の 用 途
						着 工 年 月 日 完 了 年 月 日	
	法 第 41 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容					許可に附した条件	
	工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名						
	承 継 承 認 番 号	年 月 日 第 号	受 付 番 号	年 月 日 第 号			
	承 認 人 の 住 所 及 び 氏 名						
工 事 完 了 検 査	完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日	完 了 公 告 年 月 日	工 区				
検 査	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区				
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区				
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区				
	完了時の地名地番				備 考		
法 第 37 条 第 1 項 た だ し 書 の 承 認		年 月 日 第 号 (指令第 号)					
法 第 42 条 第 1 項 た だ し 書 の 建 築 等 の 許 可		年 月 日 第 号 (指令第 号)					

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

開発登録簿の写しの交付申請書

都市計画法第 47 条第 5 項の規定により、下記のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。

記

- 1 開発行為の許可（協議成立）を受けた者

住所

氏名

- 2 開発行為の許可（協議成立）番号

年 月 日 第 号
(指令第 号)

- 3 写しの枚数 枚

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

都市計画法による命令の公示

土地又は工作物等の所在地

命令を受けた者の住所・氏名

この土地又は工作物等は、都市計画法に違反しているので、
月 日付けで、同法第八十一条に基づき
命じた。

注

1 この標識を損壊したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、
を行つた場合は罰せられます。

3	年	月	日	水道事業者名	水道
				電気事業者名	電気
				ガス事業者名	ガス
					の供給

の申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

青森県知事

60センチメートル以上

45センチメートル以上

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

備考 次の図書を添付すること。

- 21 -

年 月 日交付 第 号 (使用期間 年)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">所 属</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">職 名</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">氏 名</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所 属	職 名	氏 名			
所 属	職 名	氏 名				
(都市計画法に基づく土地) 立 入 検 査 証 青 森 県 知 事						

(裏面)

この証明書を携帯する者は都市計画法により、他人の土地に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 (抄)

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求あったときには、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

副 申 書

年 月 日

青森県知事 殿

県土整備事務所長
(公印省略)

別添申請書等について、下記のとおり意見を添えて送付します。

記

開発区域位置図 区域図の真否			
許可 についての意見			
市 町 村 記 載 事 項	基準法による地域 (該当地域に✓印を付すこと)	都 市 計 画 区 域	☐ 内 ☐ 外
		準 都 市 計 画 区 域	☐ 内 ☐ 外
		用途地域名及び地区名	
		防 火 地 域	☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 指定なし
		都 市 計 画 路 線	☐ 内 ☐ 外
		市 街 化 区 域 及 び 市街化調整区域の区分	
	都市計画上の支障の有無		
	その他法律による 地域地区又は区域		
	許可 についての意見		
	備 考	住所 申請者 氏名	

別添のとおり申請があったので、副申書を添えて送付します。

年 月 日

市町村長

副申書 別紙

前 面 道 路	建築基準法 第42条 第 項 第 号 ・ 幅員 m			
	☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市道 ☐ 町道 ☐ 村道 ☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他			
都 市 計 画 道 路	☐ 内（幅員 m ） ☐ 外			
崖 地	☐ 有（角度 度，高さ m） ☐ 無			
災 害 危 険 区 域	☐ 内 ☐ 外			
都 市 計 画 法 第 34 条 第 11 号 の 指 定 区 域	☐ 内 ☐ 外			
照 合 者	所 属 名		職 名	
	電 話 番 号		氏 名	